

栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する運用について

（趣旨）

本運用は、「栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領」（以下「試行要領」とする）により遠隔臨場を実施するのにあたり、当面の運用を定めるものである。

（対象工事）

対象工事は環境森林部が発注する原則全ての工事を対象とするが、受発注者協議を行い、以下の工事については対象としないことができる。

- ・山間部等で通信環境が整わない現場
- ・映像による確認が困難な工種
- ・遠隔臨場に必要な機器の準備や運用が困難な場合

（費用の算出方法）

試行にかかる費用については、「Z0041 共通仮設費計積上（現場、一般管理費対象外）」の配下に積上げ計上する。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyone nsuhyo.html>

〈計上する費用の内容〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料等）

（工事の取扱い）

① 新規発注工事

- ・発注にあたっては、特記仕様書に遠隔臨場の対象工事であることを明示する。ただし、通信環境が整わない現場や映像による確認が困難な工種等が明確な工事は、この限りではない。

② 施工中の工事

- ・対象工事に合致する工事については、受注者に要請し試行可能な回答が得られた場合は、設計変更により試行することも可とする。

- ・受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は、受発注者間で協議し、特段の事情がない限り、設計変更により試行することも可とする。

(その他)

本運用による遠隔臨場の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに受発注者間で協議のうえ対応するものとする。

附 則

本運用は、令和5（2023）年4月10日から適用する。

参考資料

特記仕様書（記載例）

□本工事は、「栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領」に基づく対象工事である。

試行にあたっては、次に記載する試行要領を確認すること。

試行要領 URL：県 HP

http://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/gijyutucyousei/kanmori_kensetugenba_enkakurinzyou_kantoku.html